一　災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること（管理課及び地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。

二　災害の防止のための火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。

三　災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。

4　3　火山防災推進室に、室長を置く。

4　火山監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火山現象の予報及び警報の実施に関すること。

二　火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の実施に関すること。

三　火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表の実施に関すること（火山活動評価解析官の所掌に属するものを除く。）。

四　火山現象に関する情報の収集及び発表の実施に関すること。

五　火山現象に関する測器の保守及び管理の実施に関すること。

5　火山監視・警報センターに、所長を置く。

6　火山機動観測管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測（火山及びその周辺に赴いて実施するものに限る。）に関すること（火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）。

二　火山現象に関する測器（火山及びその周辺に赴いて実施する観測に用いるものに限る。）に関すること（管理課及び火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）。

係る技術に関する開発及び改良の推進並びに地殻活動の観測に係る技術に関する指導に関すること。

二　大規模な地震の発生を予知するための地震に関する情報のうち地殻活動に関するものの収集及び発表に関すること。

3　評価解析官は、地震予知情報の作成に関し必要な地震及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の評価及び解析並びにこれらの結果の発表に関する事務をつかさどる。

7　火山活動評価解析官は、火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の評価及び解析並びにこれらの結果の発表の実施に関する事務をつかさどる。

（大規模地震調査室並びに地震動・津波予測モデル開発推進官、地震火山観測企画調整官及び地震火山解析技術開発推進官）

第四十三条　地震火山技術・調査課に、大規模地震調査室並びに地震動・津波予測モデル開発推進官、地震火山観測企画調整官及び地震火山解析技術開発推進官それぞれ一人を置く。

2　大規模地震調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大規模な地震の発生の見込みを評価するための地震に関する情報の収集及び発表に関すること。

二　地震予知情報に関すること。

3　大規模地震調査室に、室長を置く。

4　地震動・津波予測モデル開発推進官は、地震動予測モデル及び津波予測モデルの開発及び改良の推進に関する事務をつかさどる。

5　地震火山観測企画調整官は、命を受けて、地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

6　地震火山解析技術開発推進官は、地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の解析に係る技術の開発及び改良の推進に関する事務をつかさどる。

（火山防災情報調整室及び火山監視・警報センター並びに火山対策官、火山活動評価解析官及び火山機動観測管理官）

第四十一条　火山課に、火山防災情報調整室及び火山監視・警報センター並びに火山対策官、火山活動評価解析官及び火山機動観測管理官それぞれ一人を置く。

2　火山防災情報調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火山災害の防止に係る火山現象の予報及び警報に関すること。

二　火山災害の防止に係る火山現象及びこれに関連する輻射に関する関係行政機関その他の関係者との連携による観測の成果の収集及び発表に関すること。

三　火山災害の防止に係る火山現象に関する関係行政機関その他の関係者との連携による情報の収集及び発表に関すること。

4　3　火山防災情報調整室に、室長を置く。

4　火山監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火山現象の予報及び警報の発表に関すること。

二　火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（火山防災情報調整室の所掌に属するものを除く。）。

三　火山現象に関する関係行政機関その他の関係者からの情報の収集及びその情報の発表に関すること（火山防災情報調整室の所掌に属するものを除く。）。

四　火山現象に関する測器の保守の実施に関すること。